

松戸市営白井聖地公園 墓地の使い方 (2025年度版)



松戸市 健康医療部 予防衛生課

松戸市営白井聖地公園は、民間の寺院と違って宗教上の決まりというものはありませんが、松戸市営白井聖地公園条例、同施行規則等による使用上の決まりがありますので、本書をお読みの上、正しくご使用ください。

目次

1. 墓地の使用にあたって	1
2. 墓地使用許可証の取り扱いについて	3
3. 遺骨の埋蔵について	3
4. 遺骨の改葬について	4
5. 墓碑等の工事について	8
6. 墓地使用者の変更等の手続きについて	15
7. 墓地の返還について	17
8. 墓地使用許可の取り消しについて	18
9. 使用料等の還付について	18
10. 管理料について	19
11. 白井聖地公園和室の使用について	20
12. 白井聖地公園の開園時間	21
13. 白井聖地公園の利用に関するお問い合わせ先	21

1. 墓地の使用にあたって

以下の点に注意してください。

- ① 使用墓地区画内においては、使用者の方が責任を持って管理してください。(塔婆・供花・供物など)

※普通墓地における区画内の除草や植栽の剪定は周辺区画にご迷惑となることがありますので、定期的の実施してください。

- ② お供え物は、供えた後、必ずお持ち帰りください。

- ③ ごみ・空き缶等は、所定のごみ箱へ分別して入れてください。

- ④ 線香に着火する場合は、必ず出入口にある火付壺を使用してください。

※秋から春にかけて乾燥した日が続くと、芝生に引火しやすくなりますので、特にご注意ください。

- ⑤ 火のついたたばこを供えることは、火事のもとになるため、厳禁です。

- ⑥ 水桶・柄杓を使用したら、必ず元の位置に戻してください。

- ⑦ 墓参の際、盗難・置き引きに注意し、貴重品をお手元から離さないようにしてください。

- ⑧ 自家用車等により、周回道路を走行する際は、速度を落とし、歩行者や対向車等に十分注意してください。

- ⑨ 管理事務所に隣接する駐車場が満車で利用できない場合は、周回道路端(左側)に寄せ、他車と間隔をとって駐車してください。
※他の通行及び墓参者の迷惑にならぬようご注意ください。
- ⑩ 車から離れる場合は、必ず鍵をかけてください。
- ⑪ ペットを連れて園内に入ることはできません。
- ⑫ 園内でのボール遊び等は他の墓参者に当たることがございますので、ご遠慮ください。
- ⑬ 周辺は、木々に囲まれた自然豊かな場所ですので、色々な動物・昆虫たちがおります。中にはスズメバチ等の危害を及ぼすものもおりますので、墓参の際にはご注意ください。
- ⑭ 近年、猛暑により熱中症の危険性が高い日が多くございます。墓地区画には、日光を遮る場所がありませんので、熱中症に気を付けて墓参ください。管理棟内には休憩できるスペースがございますのでご利用ください。

2. 墓地使用許可証の取り扱いについて

墓地使用許可証は、使用権を保証する権利証書ですので大切に保管してください。なお、白井聖地公園をご利用になる次のような場合に必要です。

- ・遺骨の埋蔵・改葬
- ・墓碑工事の施行申請
- ・使用者の変更(承継)等

3. ご遺骨の埋蔵について

ご遺骨をお墓に納めることを「埋蔵」といいます。自宅等に保管している遺骨を埋蔵する場合は、白井聖地公園管理事務所に次のものを持参し、手続きを行ってから埋蔵してください。

- ① 墓地使用許可証
- ② 埋・火葬許可証

墓地使用許可証の裏面に、埋蔵遺骨の氏名等を記入してお返しします。

※白井聖地公園の各墓地区画にペットの死体や遺骨を埋蔵することはできません。

※焼骨をカロート(埋蔵室)に直接埋蔵するのはご遠慮ください。必ず骨壺等の容器に入れて埋蔵してください。

4.ご遺骨の改葬について

すでにお墓や納骨堂に埋蔵、収蔵されているご遺骨を、他のお墓や納骨堂に移すことを「改葬」といいます。

・別のお墓や納骨堂から白井聖地公園へ改葬する場合

・白井聖地公園から別のお墓や納骨堂へ改葬する場合

どちらの場合でも改葬には、いくつかのステップがありますので、ひとつずつご説明します。

※証明書等発行に際し、申請先によっては手数料が発生する場合がございますので、申請先にご確認ください。

別のお墓から白井聖地公園へ改葬するには？



ステップ①「ご遺骨を埋蔵していることの証明書」

現在ご遺骨を埋蔵しているお墓（改葬元）の事務所で、ご遺骨が埋蔵されていることが証明できる書類をもらってください。

埋蔵証明書という名前が一般的ですが、改葬元によって名前が変わることもありますので、ご注意ください。

なお、改葬するご遺骨1体につき1通ずつ必要になります。

ステップ②「改葬許可証」

改葬元のある市役所の市民課で改葬許可証をもらってください。

※例えば、都立八柱霊園の一時収蔵施設に遺骨を預けている場合は、松戸市の改葬許可証が必要です。松戸市役所の市民課または各支所で交付を受けられます。

これも改葬するご遺骨1体につき1通ずつ必要になります。

改葬許可証をもらう時に用意する書類は次のとおりです。

(用意するもの)

- ・ 白井聖地公園の「墓地使用許可証」
- ・ ステップ①でもらった「埋蔵証明書」
- ・ 委任状（改葬元の墓地使用者と白井聖地公園の墓地使用者が違
うと、必要になる場合があります。）

ステップ③「ご遺骨の引き取り」

改葬元の事務所で、改葬許可証を提示してから、ご遺骨を引き取ってくだ
さい。

※なお、その他必要な書類は、改葬元の事務所にご確認ください。

ステップ④「白井聖地公園への納骨」

いよいよ引き取ったご遺骨を白井聖地公園の墓地へ納めます。白井聖地
公園管理事務所に次のものを持参し、手続きを行ってから埋蔵してくださ
い。

(用意するもの)

- ・ 白井聖地公園の「墓地使用許可証」
- ・ ステップ②でもらった「改葬許可証」

手続きでご提出いただいた墓地使用許可証は、裏面に遺骨の氏名等を記
入してお返しします。

また、白井聖地公園に埋蔵できるのは、焼骨だけです。土葬骨は焼骨にし
てご持参ください。

白井聖地公園から別のお墓へご遺骨を移動するには？



ステップ①「墓地使用の証明書」

新しくご遺骨を入れるお墓（改葬先）の事務所で、そのお墓を使用していることが証明できる書類をもらってください。

改葬先によってそれぞれ証明書の名前が変わりますので、以下の例を参考に、使用していることがわかる書類をもらうようにしてください。

（例）使用契約書、使用許可証、使用証明書など

ステップ②「埋蔵証明書」

白井聖地公園の管理事務所か、松戸市の予防衛生課で埋蔵証明書をもらってください。改葬するご遺骨1体につき1通ずつ必要になります。

埋蔵証明書をもらう時に用意する書類は次のとおりです。

（用意するもの）

- ・ 白井聖地公園墓地使用許可証
- ・ 委任状（墓地使用者でない方が代理で受け取る場合）

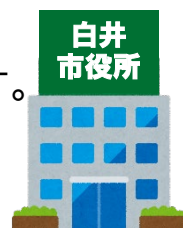
ステップ③「改葬許可証」

白井市役所の市民課で改葬許可証をもらってください。これも改葬するご遺骨1体につき1通ずつ必要になります。

改葬許可証をもらう時に用意する書類は次のとおりです。

（用意するもの）

- ・ ステップ①でもらった「墓地使用の証明書」
- ・ ステップ②でもらった「埋蔵証明書」
- ・ 委任状（白井聖地公園と改葬先の墓地使用者が違うと、必要に



なる場合があります。)

※別途、必要になるものがあれば白井市役所から指示があります。

ステップ④「ご遺骨の引き取り」

いよいよご遺骨の引き取りです。白井聖地公園の管理事務所で、次の書類を提示してから、ご遺骨を引き取ってください。

なお、ご遺骨を引き取る際にはお墓を開ける必要がありますので、前もって石材店などにご依頼ください。管理事務所では請け負っておりません。

(用意するもの)

- ・ 白井聖地公園の「墓地使用許可証」
- ・ ステップ③でもらった「改葬許可証」

ステップ⑤「改葬先へのご納骨」

引き取ったご遺骨を改葬先のお墓へ納骨する際、ステップ③でもらった「改葬許可証」を改葬先の事務所へ提出してください。



5. 墓碑等の工事について

工事にあたっては、種々の制限が設けられていますので、詳しくは管理事務所にてお尋ねください。

なお、工事施行業者に委託される場合は、事前に施行内容を確認し、完成後に現地を確認してください。

また、普通墓地については、使用許可日から5年以内に外柵、附属埋蔵設備(カロート)の設置義務があります。(芝生墓地については、規定はありません。)

芝生墓地を除き、工事完了検査終了前には、納骨施設(カロート)へ納骨できません。

●墓碑等の建立については、墓碑等工事施行届が必要です。

必要書類	部数	説明
①墓碑等工事施行届	2	予防衛生課または管理事務所にて交付
②設計図書	2	A4またはA3サイズ 設計寸法はcmで正確に記入
③確約書	1	予防衛生課または管理事務所にて交付
④墓地使用許可証	1	原本提示もしくはコピーの提出

提出先は白井聖地公園管理事務所です。工事実施3日前までに提出してください。

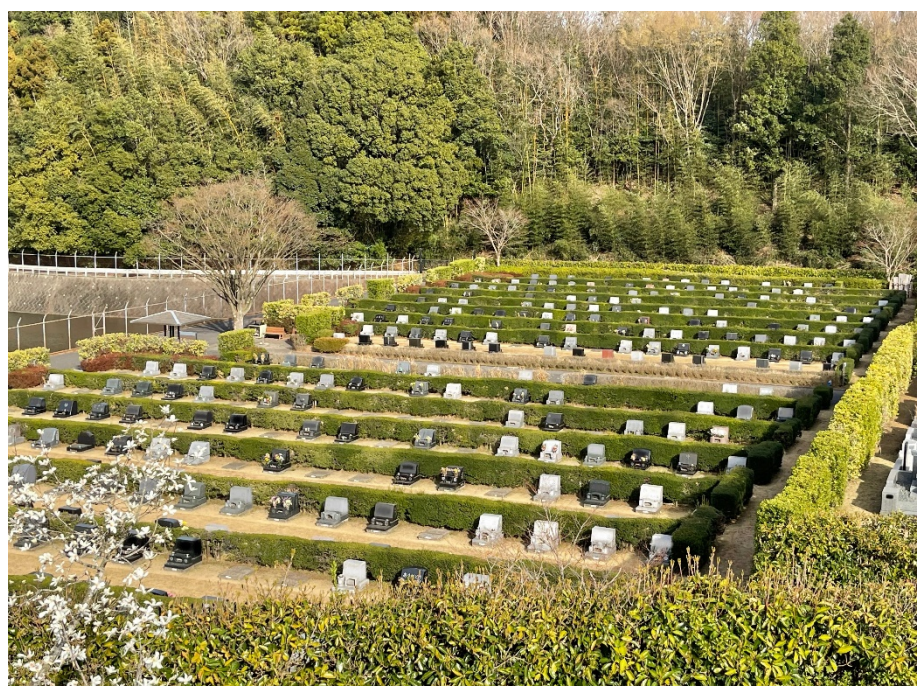
●工事施行後は、墓碑等工事完了届が必要です。

必要書類	部数	説明
①墓碑等工事完了届	1	予防衛生課または管理事務所にて交付
②工事写真	各1	工事前・中(普通墓地のみ)・後の写真提出 墓碑等設置・解体いずれの工事でも必要

提出先は白井聖地公園管理事務所です。

●工事期間など

- ・工事期間……………工事許可日から4週間以内
- ・工事時間……………午前9時～午後4時30分の間
- ・工事のできない日…日曜日(祝日と重なったときは翌日も該当)祝日、
新盆、旧盆、春彼岸、秋彼岸、盆・彼岸の前後の
土曜日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)

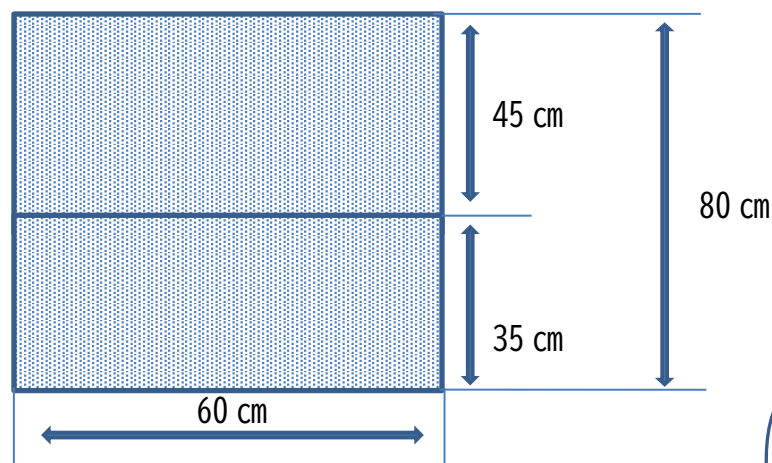


墓碑等の設置基準 別表(第5条関係)

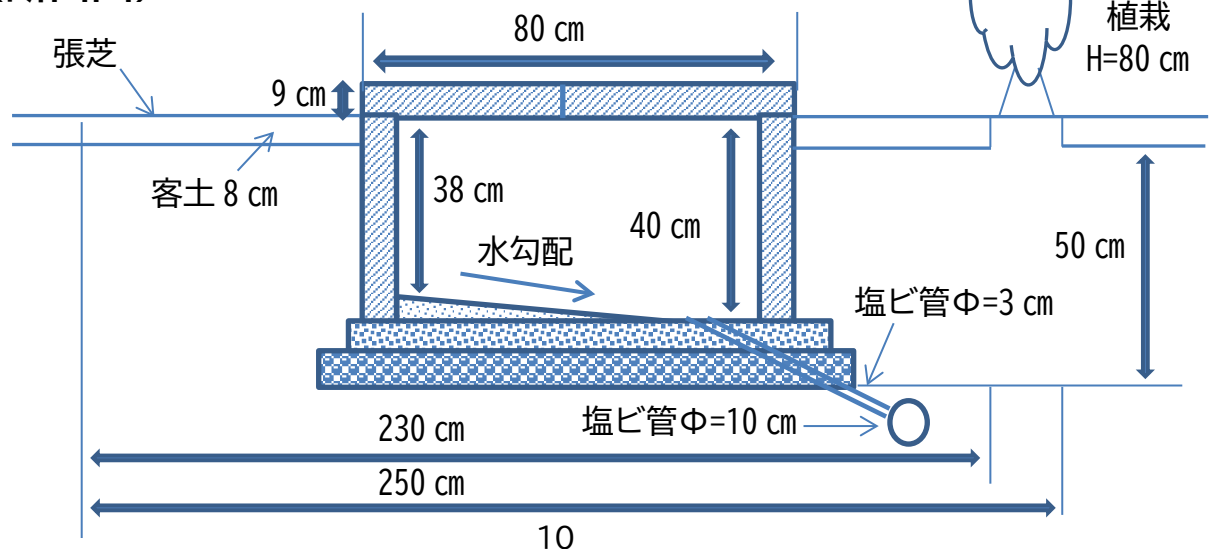
●芝生墓地(4 m²)

項目	設置基準
墓石	1基とし、高さは0.45m以内とする
台石	高さは0.15m以内とし、大きさはふた石の幅及び奥行き範囲内とする
線香立・花立	ふた石の上に設置するものとする
その他	(1)すでに設置してあるものについてはその形状を変更しないこと (2)墓石、台石、線香立、花立以外の設備の設置及び植栽をしないこと

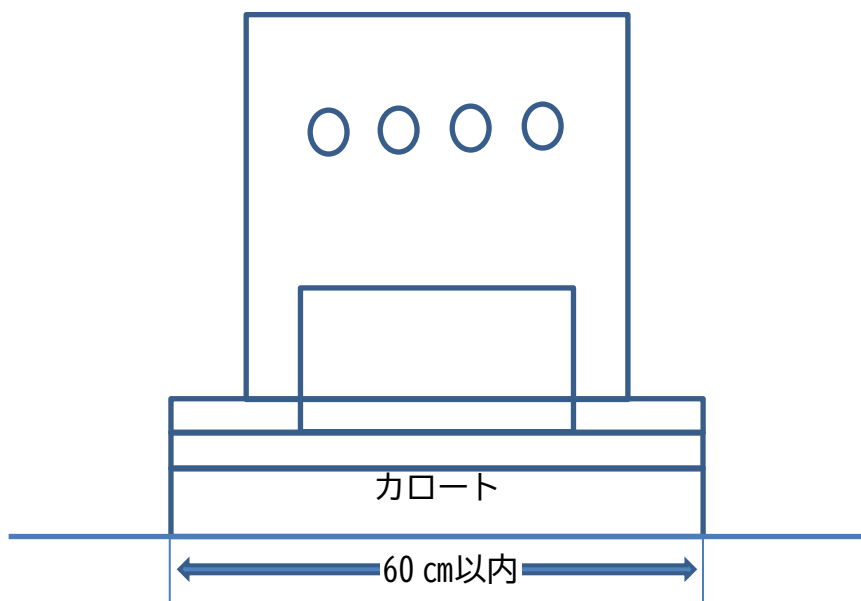
芝生墓地使用範囲 (平面図) ※カロートのふた部分の上部が使用範囲



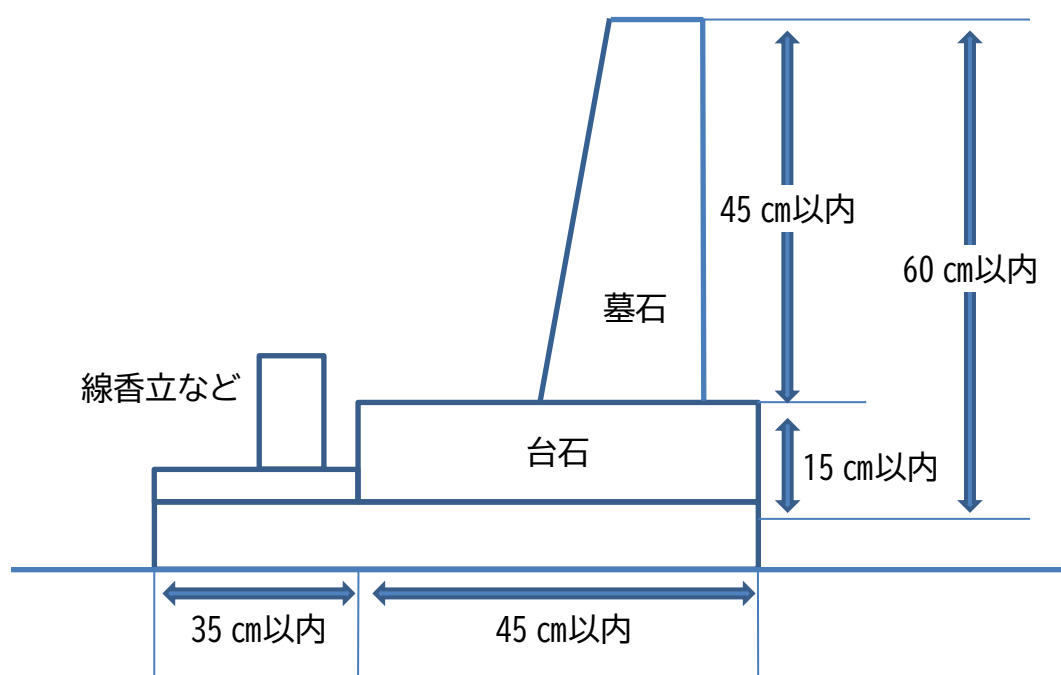
(断面図)



(正面)



(側面)

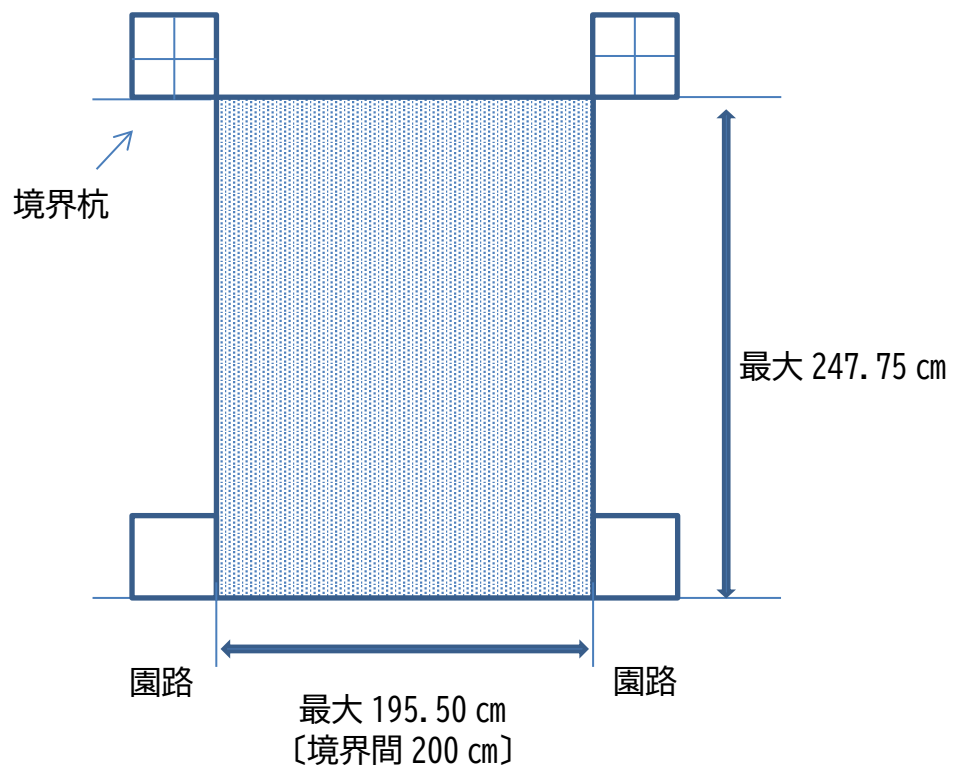


●普通墓地(5 m²)

項目	設置場所
墓石 (台石を含む)	1 基とし、高さは盛土面から 2m 以内とする
墓誌・灯ろう等	高さは盛土面から 1.2m 以内とする
外柵	高さは盛土面から 0.45m 以内とする
盛土	高さは園路面から 0.35m 以内とする
附属埋蔵設備	位置は境界から 0.5m 以上離し、 深さは園路面から 0.5m 以内とする
植栽	2 本までとし、高さは盛土面から 2m 以内とする
その他	(1)墓石の正面を園路と平行にすること (2)外柵は境界杭の内側に設置すること (3)びゃくしん類(イブキ、カイヅカイブキ、タマイブキ等)を植栽しないこと (4)外柵及び附属埋蔵設備は許可日から 5 年以内に設置すること

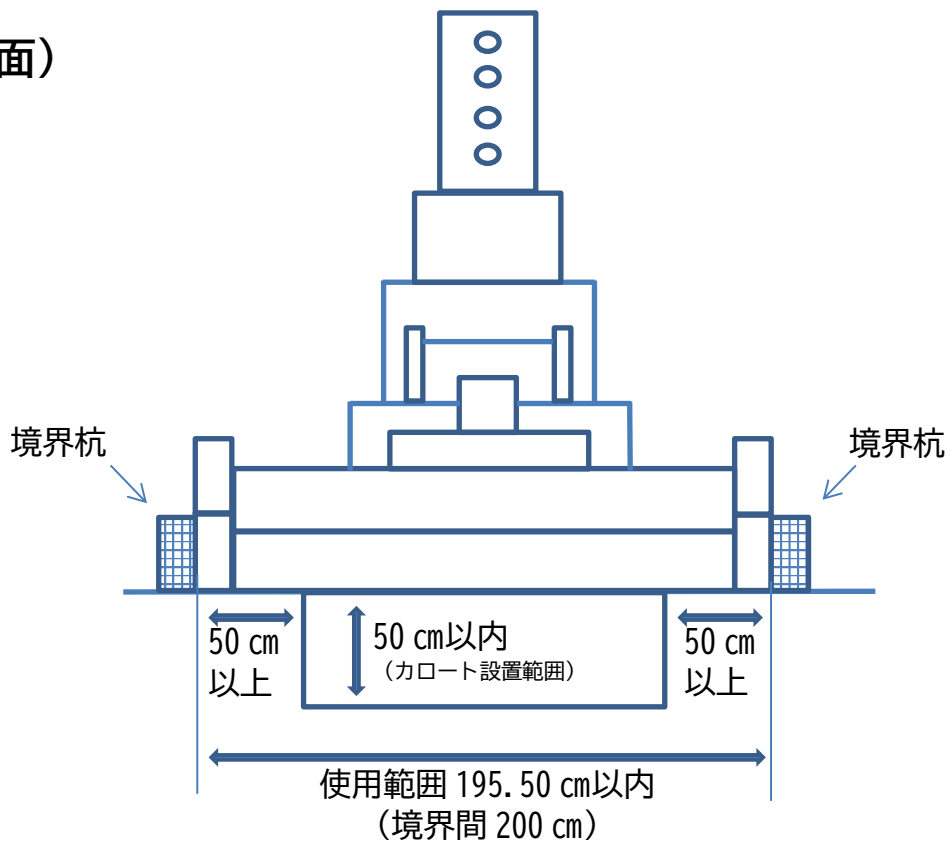
普通墓地使用範囲 (平面図)

※境界杭(赤杭)の幅を除いた部分が使用範囲

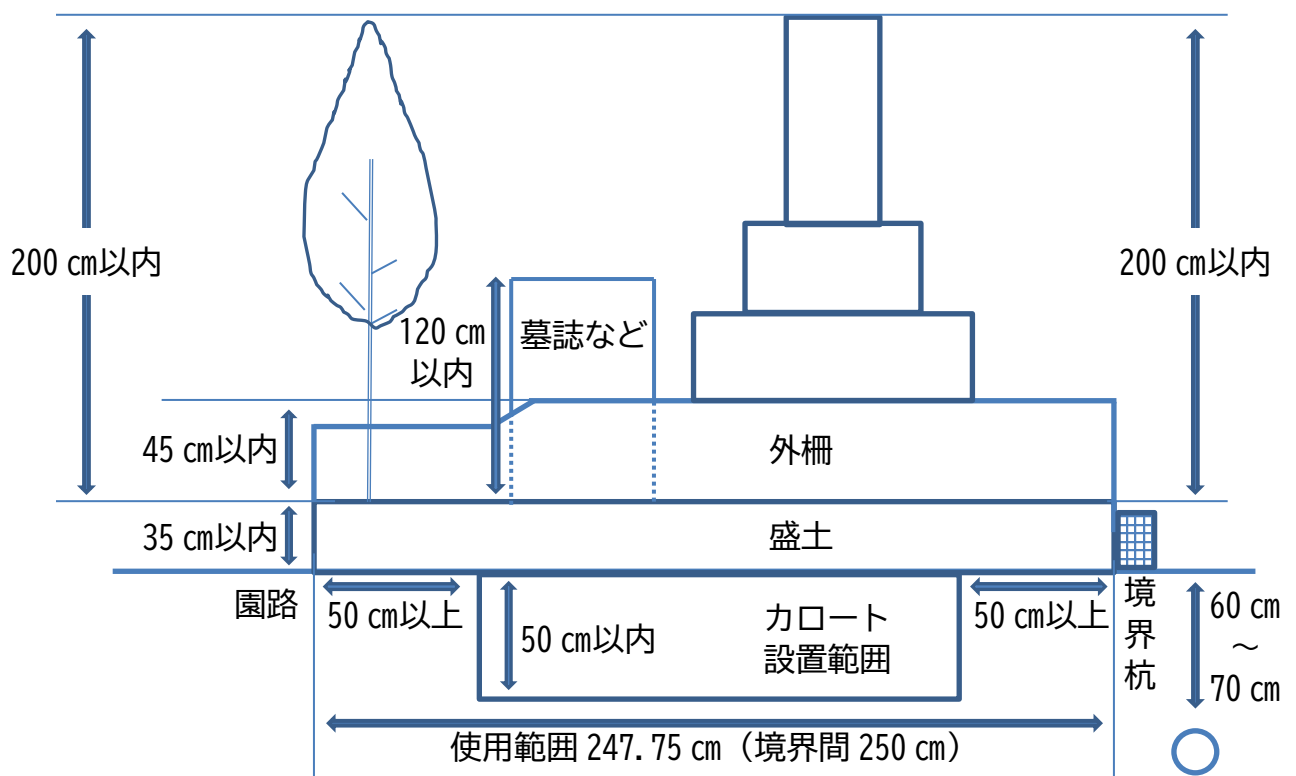


※舗装園路に面した墓地の使用範囲は上記の図と異なります
必ず管理事務所に確認して下さい

(正面)



(側面)



塩ビ管Φ=10 cm

※カロート排水用の塩ビ管が地下 60~70 cm に埋設されています。

高さの基準

工事施工時における園路面からの高さは、その工事を行おうとする直近園路の縁石(地先境界ブロック)天端±0mとして施工すること。

外柵の定義

ここでいう外柵とは、盛土地盤高(園路面より+35 cm以内)より最低限+5 cm以上立ち上げた永久構造物で、それなりの仕上げを施した施設をいう。

↑※1 参照

↑※2 参照

(参考例)

	※1 永久構造物	※2 仕上げの有無	仕上げ方法
①	切石	——	——
②	コンクリート二次製品	使用製品による	必要な場合は下記による
③	現場打ちコンクリート	一般的には仕上げが必要	洗い出し・研ぎ出し・モルタル・叩き仕上げ・吹き付け・タイル張り・その他
④	軽量コンクリートブロック	仕上げが必要	

カロートについて

カロートを園路面より上げて設置する場合は、カロートの蓋天端から最低-5 cmまで盛土すること。(ただし、盛土高は園路面から 35 cm以内)

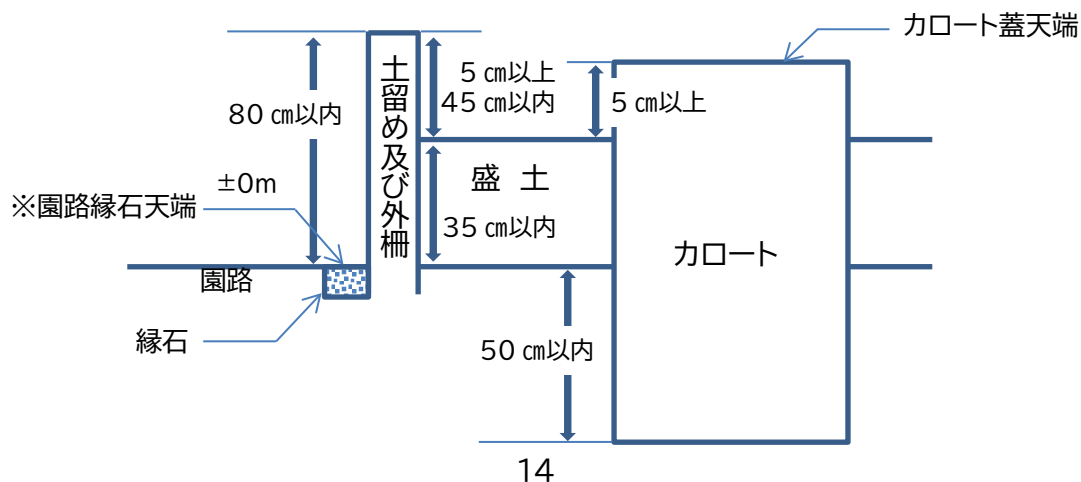
盛土に対する処置

盛土を行った場合は、土の流失防止及び景観上の観点から、必ず土留めを施工すること。なお、構造等については外柵参考例に準ずること。

その他の基準

その他、高さに対する基準及び位置、深さ、植栽等については、設置基準に基づき施工すること。

外柵参考例



6.墓地使用者の変更等、各種手続きについて

次の場合はすみやかに予防衛生課または白井聖地公園管理事務所にて、所定の手続を行ってください。

※届出をされないと、管理料の納付通知や、事務連絡等が届かない原因となります。

●承継

承継者(※使用者の死亡により祭祀を主宰すべき地位を承継した方)は、次の書類を用意し、提出してください。

① 使用許可承継届出書・誓約書

予防衛生課または管理事務所にありますので、手続きでお越しの際に、ご記入ください。

② 墓地使用許可証

公募、再公募で当選し、使用が許可された際に発行している、賞状のようなものです。

③ 戸籍謄本

承継者を含む全員が記載されているものです。

④ 住民票

世帯全員、本籍、筆頭者、続柄が記載されているものです。ただし、マイナンバーと住民票コードは記載しないようにしてください。

⑤ 死亡届の写し等

前使用者の死亡日が確認できるもので、死亡届の他、死体検案書や死亡の事実が記載された戸籍などが対象です。

⑥ その他市長が必要と認める書類

必要に応じて提出をお願いします。

提出先は予防衛生課または白井聖地公園管理事務所です。

※原則、来庁・来園でのお手続きをお願いしておりますが、難しい場合には予防衛生課までご相談ください。

※申請は承継者が届出してください。

※病気・ケガ・国外転居など、本人による墓地管理が困難な場合、条件により、生前承継ができる場合があります。
ご希望される際には、条件及び追加提出書類がありますので、必ず事前に予防衛生課までご相談ください。

●本籍・住所・氏名の変更

変更内容に合わせて必要な書類が変わります。

必要書類	変更内容		
	本籍	住所	氏名
①使用許可証書換申請書	○	○	○
②墓地使用許可証	○	○	○
③戸籍謄本	○		○
④住民票		○	○

①の使用許可証書換申請書は予防衛生課または管理事務所にありますので、手続きでお越しの際に、ご記入ください。その他の書類は「●承継」と同様です。前ページをご参照ください。

提出先は予防衛生課または白井聖地公園管理事務所です。

※郵送・オンライン申請の際は、上記必要書類の原本及び切手を貼った返信用封筒(角2サイズ)を予防衛生課まで送付ください。

※申請は使用者が行ってください。

●墓地使用許可証の再交付

墓地使用許可証を、紛失、滅失、汚損等したときは、次の書類等を用意し、提出してください。

- ① 使用許可証再交付申請書・誓約書
- ② 住民票

①の使用許可証再交付申請書・誓約書は予防衛生課または管理事務所にありますので、手続きでお越しの際に、ご記入ください。住民票は「●承継」

と同様です。前ページをご参照ください。

提出先は予防衛生課または白井聖地公園管理事務所です。

※郵送・オンライン申請の際は、申請書、住民票の原本及び切手を貼った返信用封筒(角2サイズ)を予防衛生課まで送付ください。

※申請は使用者が行ってください。

7. 墓地の返還について

墓地が不要になったときは、市に届け出るとともに速やかに原状に復し、次の書類等を届出し、返還しなければなりません。

※墓地を原状に復する費用は使用者の負担となります。

- ① 墓地返還届・誓約書
- ② 墓地使用許可証

①の墓地返還届・誓約書は予防衛生課または管理事務所にありますので、手続きでお越しの際に、ご記入ください。

なお、使用料や管理料等の還付が発生する場合には、以下のものが必要です。

※全ての返還で還付が発生するものではありません。

- ③ 還付用口座の金融機関名や支店名、口座番号等がわかるもの(通帳など)
- ④ 印鑑(認印可)

なお、還付についての詳細は「9. 使用料等の還付について」をご参照ください。

8.墓地使用許可の取り消しについて

使用者が次の事項に該当するときは、使用を取り消します。

- ① 使用権を第三者に譲渡したとき又は、墓地を転貸したとき。
- ② 虚偽の申請により使用許可を受けたとき。
- ③ 管理料を3か年にわたり納入しないとき。
- ④ その他条例に基づく規則に違反したとき。

※使用者が使用の許可を取り消されたときは、直ちに墓地を原状に復し返還しなければなりません。

上記の措置を行わない場合、市が墓地を改葬し、原状に復することになります。その際にかかる当該費用は使用者から徴収します。

9.使用料等の還付について

使用者が墓地を返還した場合は、使用許可日から返還日までの期間により使用料・管理料の還付額が異なります。

●永代使用料

- ① 使用許可日から、1か月以内の返還は全額還付
- ② 使用許可日から、1か月を超え1年以内の返還は半額還付
- ③ 使用許可日から、1年を超えた返還の場合は不還付

●管理料

- ①使用許可日から、1か月以内の返還は全額還付(前納分)
- ②使用許可日から、1か月を超えた返還の場合は、当該年度を除き翌年度以降の前納分を還付

10. 管理料について

管理料は、墓地使用者が共通で利用する広場や園路、工作物などの各種施設を維持管理する際の費用にあてるため、納めていただくものです。

●管理料の納付 5年度分一括前納(5年に1回)

1年度分:5,280円 ⇒ 5年度分:26,400円

(消費税及び地方消費税相当額10%を含む)

※5年度毎の納入時期(4月)に納入通知書を送付します。

※納入場所については納付書の裏面に記載します。郵便局、口座引き落としては納入できません。

※納入通知書をはじめとする、各種郵送物は、使用者として登録されている住所地へ送付しますが、申し出により、送付先を変更することができます。希望される場合は、予防衛生課担当者までご連絡ください。

※管理料額は共通でご利用いただく施設の管理に係る費用の状況や消費税率の変更等に伴い、変わる場合があります。

11. 白井聖地公園和室の使用について

白井聖地公園には、簡単な会食や休憩等に利用できる和室があります。

お茶を飲む場合は、各自でお茶の葉をご用意ください。

アルコール類の飲酒は認めません。

また、会食等で生じた生ゴミ、不燃物及び容器等は、すべて持ち帰って
ください。

●施設案内

- ・休憩施設 和室2室(1室12.5帖)
 ※長テーブル, 座蒲団の使用可
- ・使用人員 1室15人以内 ※1室25帖として使用可
- ・給湯施設 1か所 ※湯のみ, やかんの使用可
- ・使用可能時間 午前9時～午後4時迄(一般開放)
 土・日・祝日に利用する場合は、事前申込が必要です。

●和室の申し込み方法

事前に管理事務所にて空き状況を確認の上、**和室使用許可申請書**を提出してください。

和室使用許可申請書は予防衛生課または管理事務所にありますので、お越しの際に、ご記入ください。

- ・受付開始時期 使用する日の1か月前の月の1日より受付
 例)5月31日に使用する場合は、4月1日より受付
- ・利用可能時間 午前9時～午後4時迄の間で、2時間以内
 ただし当日、他の使用がない場合は延長も可能です。

※土・日・祝日であっても、盆(7月)、旧盆(8月)、彼岸(9月・3月)、年末年始(12月29日～翌年1月3日)は、常時一般開放しますので、申込の必要はありません。

12. 白井聖地公園の開園時間

●開園時間

午前9時 ～ 午後4時30分

ただし、以下の期間に限り、午前8時30分 ～ 午後5時30分

- ・春彼岸(春分の日とその前後3日間)
- ・秋彼岸(秋分の日とその前後3日間)
- ・7月の新盆(7月13日から16日)
- ・8月の旧盆(原則、8月13日から16日。変更の場合あり)

●管理事務所の受付

白井聖地公園管理事務所での各種届出や申請は、上記の開園時間中に受付けます。

13. 白井聖地公園の利用に関するお問い合わせ先

●松戸市 予防衛生課

〒271-0072

千葉県松戸市竹ヶ花74番地の3 松戸市中央保健福祉センター内

松戸市 健康医療部 予防衛生課

電話:047-366-7484

●白井聖地公園管理事務所

〒270-1402

千葉県白井市平塚759番地の1

松戸市営白井聖地公園 管理事務所

電話:047-497-0881

※令和7年9月一部修正